

# 特記仕様書

- 1 事業番号 令和6年度 第1005号
- 2 事業名 分収造林事業（木材生産）
- 3 事業場所 東近江市君ヶ畑地先  
事業地 No. 319 君ヶ畑（ヨロイ谷）：旧滋賀県造林公社  
No. 1609 君ヶ畑（ヨロイ谷）：旧びわ湖造林公社
- 4 事業期間 自 契約締結日  
至 令和6年8月30日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

## 記

### 1 事業内容

選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材積込、素材管理（寸検、仕分け、保管）  
素材積込および搬出に必要な森林作業道開設。

作業区域面積：5.00ha

伐採率：30%（本数率）

※伐採率には、作業道開設等による伐採も含む

搬出材積量：300m<sup>3</sup>（A・B材）

森林作業道開設延長：1,000m

河川横断工：一式

テープ巻き：5.00ha

### 2 森林作業道の路網密度について

森林作業道の路網密度は原則としてha 当たり 200m以内とする。

路網密度がha 当たり 200mを越し 250m以内となることが想定される場合は、事前に監督員と協議すること。この場合、伐採率が材積率 35%以内であることを証明するプロットを作成し、プロット内で伐採前、伐採後の材積を計算し提出すること。

### 3 山土場の設置

山土場として御池林道沿いの残土処分地とする。使用に関しては監督職員の指示に従うとともに、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。

### 4 集積場（土場）

集積場（中間土場）として、多賀町多賀にある多賀町土場を借地する予定である。

使用に関しては土地管理者および監督職員の指示に従うとともに、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。

5 仮設道の設置について

御池林道沿いの残土処分地より当事業地へ進入し、御池川を横断する必要がある。横断に係る仮設道の設置について、河川に濁水を流さないこと。また、河川増水の可能性がある場合は一時的に撤去すること。当事業完了後は仮設道撤去、現状復旧すること。なお、入漁者が御池林道・御池川を往来する可能性があるため、注意喚起を行うとともに事前に作業期間等を愛知川上流漁協・監督職員と協議すること。

6 剥被害対策テープ設置について

テープ巻きは伐採後に残る立木を対象とし、数量の増減が必要な場合は協議の上変更の対象とする。

また、使用するテープは生分解性のものとし、このことがわかる資料（納品書の写し等）を完了時に管理書類と合わせて提出すること。

7 選木・造材について

①共通仕様書参考図書（以下、参考図書）に基づき流通に応じた選木・造材を行うこと。

②参考図書の規格を超える長さの造材について監督職員が指示する場合がある。

8 搬出木材の取扱いについて

①本事業地は旧滋賀県造林公社と旧びわこ造林公社の2つが含まれるため、搬出木材は旧公社別に扱いを分けること。

②伐倒木に設置されている獣害防除テープについては、伐倒前に除去し、できる限り搬出木材に付着させないこと。また、除去したテープは適切に処理すること。

③搬出材積について、適切な管理の下で逐次把握し、監督員に報告すること。

やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の5%までは、契約変更の対象としない。5%を超える余剰材がある場合は、別途契約することを検討する。

9 木材の運搬について

運搬経路を運搬車両が通行する際は、安全に十分注意して走行すること。また、運搬車両のタイヤに付着した泥により経過道を汚すことのないように留意すること。

10 落石等の防止について

作業時の落石および土砂の流出については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。

11 既設構造物の取扱について

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、

必要に応じて措置を講じること。

12 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

また、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、契約変更の対象とする。

13 事業地境界について

事業地の境界は杭で明示されているので、これに留意して施業すること。

なお、境界杭が紛失（不明）している等の理由により境界が不明瞭な場合は、境界図で境界を復元すること。

14 許認可について

当事業地の法規制の状況は、下記のとおりである。間伐面積、作業道延長の増加が見込まれる場合は、必ず施工前に監督職員と協議すること。

その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	あり
自然公園	該当なし
砂防指定地	該当なし
文化財	該当なし
河川占用許可	あり

15 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合は監督職員に報告を行い、その対応については協議の上決定するものとする。